

和歌山労災病院 疑義照会事前合意プロトコール

① 成分が同一の銘柄変更

- ・ 先発医薬品同士、後発医薬品から先発医薬品も可
- ・ 院外処方せんの後発変更不可欄にチェックがあれば不可
- ・ 必ず患者へ説明（変更理由、価格）後、同意を得て変更のこと

例：アムロジン OD 錠 5m g → ノルバスク OD5m g
→ アムロジピン OD「トーワ」

② 剤形の変更（安定性、利便性向上の為の変更に限る）

- ・ 用法・用量が変わらない場合のみ可
- ・ 抗悪性腫瘍剤（ステロイドを含む）は不可とする
- ・ 安定性、溶解性、体内動態、服薬状況を考慮のこと
- ・ 軟膏剤、クリーム剤等は不可（軟膏剤→クリーム剤、クリーム剤→軟膏剤は不可）
- ・ パップ剤⇔テープ剤等の変更は可（成分が同じものに限る、枚数も原則同じとする）
- ・ 必ず患者へ説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更のこと

例：ノルバスク錠 5m g → ノルバスク OD 錠 5m g
ミヤ BM 錠 → ミヤ BM 細粒
ロキソニンパップ 100m g → ロキソニンテープ 100m g

③ 規格が複数ある医薬品の規格変更

- ・ 安全性、利便性の向上の場合に限る
- ・ 必ず患者への説明（薬効、安定性、服用方法、価格）後、同意を得て変更のこと

例：5 m g 錠 1 回 2 錠 → 10m g 1 回 1 錠
10m g 錠 1 回 0.5 錠 → 5m g 1 回 1 錠

④ 軟膏や湿布薬での用量規格の変更

- ・ 合計処方量が変わらない場合に限る
- ・ 必ず患者へ説明（変更理由、価格）後、同意を得て変更のこと

例：マイザー軟膏 0.05% 5 g 2 本 → マイザー軟膏 0.05% 10 g 1 本
セルタッチパップ 70（6 枚入）× 7 袋 → セルタッチパップ 70（7 枚入）× 6 袋 4

⑤ 服薬状況の理由により処方薬剤を半割、粉碎、混合することあるいはその逆「抗がん剤（ステロイドを含む）は除く」

- ・ 安定性データに留意のこと
- ・ 必ず患者へ説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更のこと

例：ワーファリン錠 1m g 2.5 錠 → ワーファリン錠 1m g 2 錠
ワーファリン錠 0.5m g 1 錠

⑥ 「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由により、一包化調剤を行うこと（抗がん剤及び、「一包化しない」とある場合は除く）

- ・ 上記以外の理由は、合意範囲外とする
- ・ 安定性データに留意のこと
- ・ 必ず患者に服用方法および患者負担額について説明後、同意を得て変更のこと

⑦ 残薬調整のための投与日数の短縮

薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤する場合

- ・ 短縮の場合に限る（削除する場合や、日数の延長は不可）
- ・ 麻薬に関するものは除く
- ・ 頓服処方は除く
- ・ 外用剤の本数の変更を含む

例：アジルバ錠 20mg 30 日分→20 日分（10 日分残薬があるため）

※著しい服薬アドヒアランス低下が認められる場合などはトレーシングレポートを用いて残薬が生じた理由についてトレーシングレポートを用いて情報提供をお願いします。

※院外処方箋における「保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応」で、「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」の項目にチェックがある場合は除く。この場合、指示通り疑義照会が必要です。

⑧ 外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が口頭で指示されている場合（薬歴上、あるいは患者面談上、用法が明確な場合を含む）の用法追記

例：モーラステープL3 袋 1 日 1 回→1 日 1 回腰 5

⑨ ビスホスホネート製剤等の「週 1 回」、「月 1 回」製剤が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数適正化（薬歴や患者面談の上、明らかな処方間違いである場合）

例：ボナロン錠 35mg（週 1 回製剤）1 錠分 1 起床時 14 日分→2 日分

⑩ 「1 日おきに服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の薬剤と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（薬歴や患者面談の上、明らかな処方間違いである場合）

例：ラシックス 20mg 1 錠分 1 朝食後隔日投与 30 日分→15 日分